

通信販売は便利だけど・・・

～テレビショッピングで買ったら返品できなかった～

事例

テレビショッピングで足を動かす健康器具を購入した。一度使ったところ、思ったより力が要るし膝も痛い。もう使わないので、事業者に**返品したいと申し出たが、断られてしまった。**



アドバイス

- テレビショッピングやカタログ販売、インターネット通販などの**通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。**
- 通信販売では、**事業者が設ける返品の特約**に従うことになります。「**返品の可否**」「**可能な場合の条件**」「**返品の期限**」「**送料の負担**」などの条件をしっかりと確認しましょう。
- 返品の特約がない場合は、商品を受け取った日から8日以内は、返送料を消費者負担で返品できます。

トラブルにあわないために！

通信販売は便利ですが、実物を見られないので、「**イメージと違った**」とならないよう、商品内容、使い方、使用上の注意事項などをよく確認してから**注文**しましょう



わからぬことは、センターに聞いてね。

マスコットキャラクター
コアラのハッピー

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

(土・日は電話相談のみ) * 祝日・年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

〈金融商品・高齢者悪質商法110番も開設し、弁護士による面談など迅速に対応しています。〉